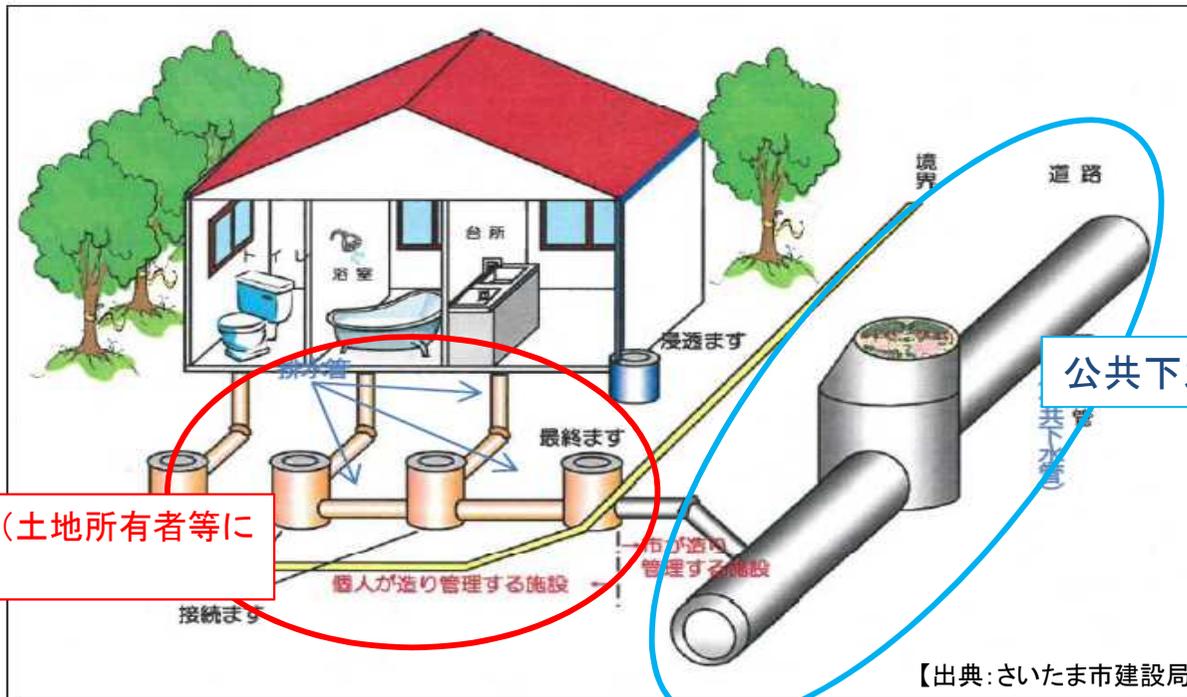


共有私道における排水設備の設置等に係る 現状について

公共下水道と各戸からの排水設備設置等について

- 公共下水道の設置・維持等の管理は、公共下水道管理者たる市町村が実施（下水道法第3条第1項）
- 公共下水道に接続する各戸からの排水設備については、土地所有者等に設置、改築、修繕の義務（下水道法第10条）
- 土地所有者等は、条例により、設置すべき排水設備の新設・改築等の際、市町村に対し、規則で定める申請書及び添付書類により書面により届出、確認を受ける義務（標準下水道条例第5条）
- 排水設備の公共下水道への速やかな接続を促すため、市町村独自の支援制度として、排水設備設置に係る補助制度等を設けている場合がある（補助金要綱等）

<公共下水道及び各戸からの排水設備のイメージ>



各戸からの排水施設（土地所有者等に設置・維持等の義務）

公共下水道（市町村が設置・管理）

【出典：さいたま市建設局】

○ 下水道法（昭和33年法律第79号）（抄）

（管理）

第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2（略）

（排水設備の設置等）

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠きよその他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- 一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
- 二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者
- 三 道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

3（略）

○ 標準下水道条例(昭和34年11月18日付け厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号)(抄)

(排水設備等の計画の確認)

第五条 **排水設備**又は法第二十四条第一項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(以下これらを「排水設備等」という。)の**新設等(※)を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請者に必要な書類を添付して提出し、市(町村)長の確認を受けなければならない。** (※)新設等:新設・増築又は改築

2 (略)

(公共団体における条例や規則の例) 大阪府大阪市HPより抜粋

○ 大阪市下水道条例

(排水設備の計画の確認)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築(以下新設等という。)を行おうとする者は、その計画について、申請書を市長に提出してその確認を受けなければならない。

2 (略)

○ 大阪市下水道条例施行規則

(排水設備の計画確認の申請)

第1条 大阪市下水道条例(昭和35年大阪市条例第19号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定により排水設備の計画の確認を受けようとする者は、第1号様式による申請書に排水設備の平面図を添付して、市長に提出しなければならない。

2 (略)

第1号様式(第1条関係)

排水設備計画確認申請書				
大阪市長 様				年 月 日
申請者		住 所 氏 名	電話 番号	
次のとおり排水設備を設けたいので計画の確認を申請します。 なお、排水設備工事に伴い、他人の所有権に関係した紛争又は事故が生じた場合若しくは自己所有地の排水設備について故障が生じた場合は、一切申請者の責任において処理します。				
設 備 場 所	区 (工事名称)			
新設、増設、改築等の区分	新 設	増 設	改 築	(該当のものを○で囲むこと)
排水面積及び建物延面積	排水面積	m ²	建物延面積	m ²
排水設備の内 容	内 径	cm	管	m
	"	"	"	"
	"	"	"	"
	ます 箇所			
施 工 業 者 の 住 所 氏 名	指 定 第	号		
	住 所 氏 名	電 話 番 号		
	責任技術者名			

□ 申請者(回答)用

□ 現場保管用

上記「太線枠内(管理事務所受付欄を除く)」をご記入ください。

- 上記設備場所に向する道路に大阪市下水道が敷設されている場合で、大阪市集水ます(以下「集水ます」といいます。)の設置工事(舗装本復旧を除く。)におよそ3~4ヶ月以上要することがあります。十分に余裕期間を設けお早めに申請してください。集水ますの設置工事は、有償となる場合があります。また、有償の場合や早期設置を求められる場合は、別途の申請により、大阪市の承認のもと、同設置工事を申請者の負担により行うことができます。
- 上記排水設備を私設等排水管、ます等へ接続させる場合は、その施設の管理者の承諾を申請者で得る必要があります。当該承諾を得たうえ申請してください。
- 排水設備の平面図など、添付書類の作成などにあたり、裏面をご参照ください。 [申請部数: 正1部 副(複写可)2部]

規則に基づく排水設備計画確認申請書(大阪市)

(公共団体における補助金交付要綱等の例)

茨城県つくば市及び埼玉県川口市HPより抜粋

○ つくば市排水設備設置事業費補助金交付要綱

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、排水設備設置(変更)計画確認申請書と併せて、つくば市排水設備設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

○ 排水設備設置に係る補助金交付申請書の様式例

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

つくば市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

つくば市排水設備設置事業費補助金交付申請書

つくば市排水設備設置事業費補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

設置場所	つくば市
排水設備設置費	円
補助金交付申請額	円
建物用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 事務所
便所型式	<input type="checkbox"/> くみ取り <input type="checkbox"/> 浄化槽
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定工事店名	登録番号※

《添付書類》

- 排水設備設置(変更)計画確認申請書
- 市税の滞納がない証明書
- 排水設備設置費に係る見積書の写し
- 排水設備の設置工事の着工前の現況写真
- 土地の所有者の承諾書(土地が申請者の所有でない場合に限り。)
- 家屋及び土地の所有者の承諾書(家屋及び土地が申請者の所有でない場合に限り。)
- 世帯全員の住民票
- 世帯全部の課税対象所得がわかる証明書(16歳未満の者を除く。)

ただし、添付書類7、8は霞ヶ浦流域において補助金額拡充の要件を満たす場合のみ必要。

(注) ※印の欄は記載不要

(茨城県つくば市の例)

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

川口市上下水道事業管理者 あて

住所
ふりがな
申請者 氏名
生年月日
電話番号

水洗便所改造資金補助金交付申請書兼請求書

川口市水洗便所改造資金補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請及び請求をします。

また、申請にあたり、市税及び上下水道料金の納付状況を収納担当課に照会することについて確認及び同意します。

1 交付申請兼請求額 該当箇所に○印か記入してください。
3万円・1万円・その他(円)

2 関係書類(添付書類)

- 排水設備等計画確認通知書の写し
- 排水設備等工事検査済証の写し
- 水洗便所改造工事の領収書の写し

補助金の口座振込先

補助金の口座振込先			
金融機関名	支店等店名	口座番号	口座種類
ふりがな			1 普通
口座名義			2 当座

※ 申請者の氏名と口座名義が異なる場合は、別途委任状が必要となります。

(埼玉県川口市の例)

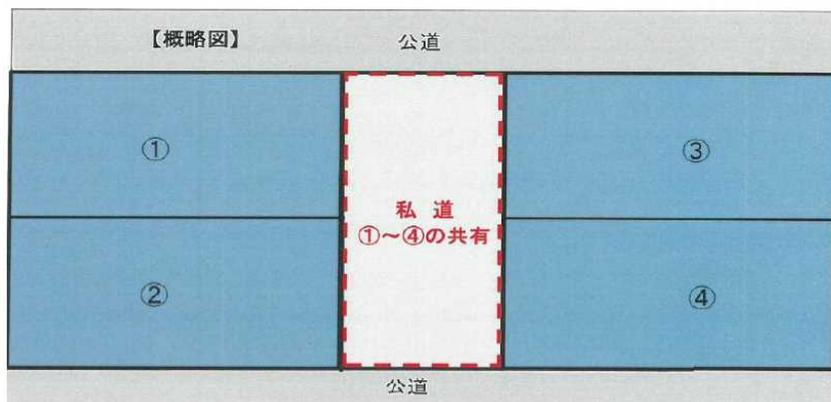
本勉強会では、「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書～所有者不明私道への対応ガイドライン～（平成30年 共有私道の保存・管理等に関する事例研究会）

（※）」において研究対象としている「共有私道」を対象とする。 （※以下「共有私道ガイドライン」と略する）

<「共有私道ガイドライン」における対象>

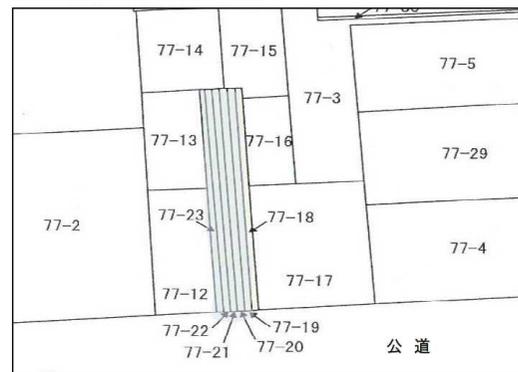
- **「私道」**とは、主として、「国や地方公共団体以外の者が所有する、一般の用に供されている通路であって、法令上、国や地方公共団体が管理することとされていないもの」とする。
- **「共有私道」**とは、複数の者が所有する私道であり、以下の区別による。
 - ① **共同所有型私道**（民法上の共有関係にある私道）
= 私道敷全体を複数の者が所有し、民法第249条以下の共有（共同所有）の規定が適用されるもの
 - ② **相互持合型私道**（民法上の共有関係にはない私道）
= 私道敷が複数の筆から成っており、隣接宅地の所有者等の各筆をそれぞれ所有し、相互に利用させ合うもの

<①共同所有型私道のイメージ>

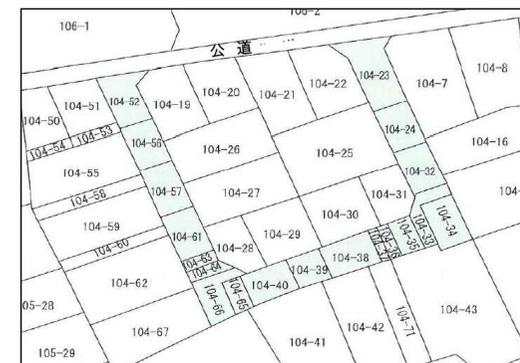


<②相互持合型私道のイメージ>

① 私道敷を縦に切り分ける場合



② 私道敷を横に切り分ける場合

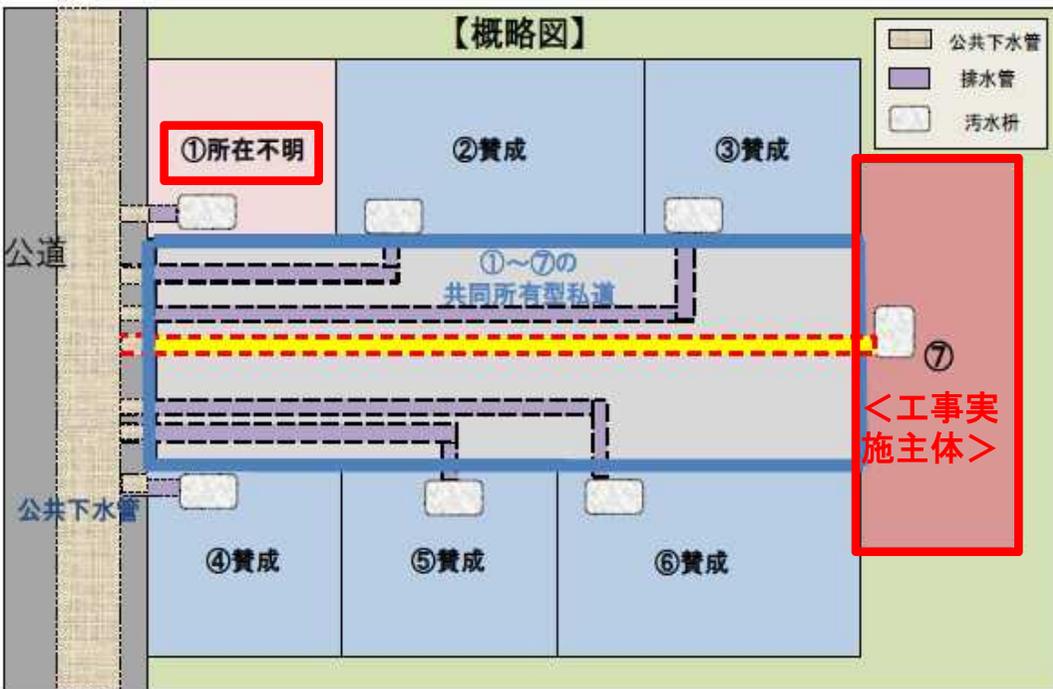


- 「共有私道ガイドライン」においては、共有私道において土地所有者等が排水設備の設置をしたいが、共有者の一部が所在不明で同意を得られない場合の事例として、共同所有型私道、相互持合型私道それぞれについての事例が示されている。

＜共同所有型私道＞

＜共同所有型私道下に排水管を設置したいが、共有者の一部が所在不明で工事の同意を得られない事例(事例19)＞

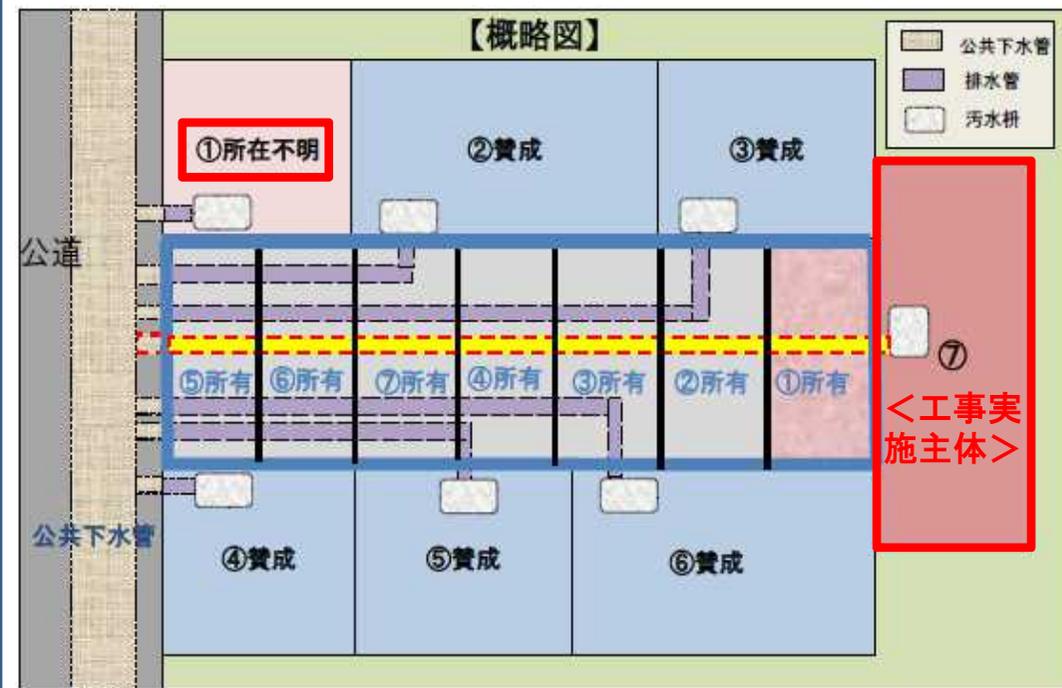
※ 共有私道に係る民法上の「使用」の例



→⑦の共有者は、民法(第249条)により、その持ち分に応じて私道敷を全部使用することができるため、民法上、①の共有者の同意を得る必要はない。

＜相互持合型私道＞

＜相互持合型私道下に排水管を設置したいが、所有者の一部が所在不明で工事の同意を得られない事例(事例20)＞



→⑦の所有者は、下水道法(第11条第1項)により、①の所有者の同意を得ることなく、当該私道にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法によって私道下に排水設備を設置することができる。

課題・現状

- 「共有私道」における排水設備の設置に関しては、同意を取得すべき共有者の範囲についての関係法令の解釈が必ずしも明確ではないという観点の他、土地所有者が自治体への設備設置届出や、設備設置に係る自治体独自の助成を申請する際に、
 - ①私道共有者の同意を確認する手続きを求めている自治体が多くある。 更に、
 - ②本人確認の方法について、印鑑登録証明の添付等を求めているケースもある。
- これらの手続き等に関し、共有者の所在を把握することが困難な事案における対応をはじめ、運用の改善を求める声がある

政府方針等

- 「所有者不明私道ガイドライン（平成30年1月 共有私道の保存・管理等に関する事例研究会）」
 - ・共有私道における排水設備設置等に係る法律の適用関係について一定の整理
 - ・「共有者の一部に所在不明の者がある共有私道について、排水設備を設置する際には、必ずしも私道共有者全員の同意を得る必要がない場合がありうる」
- 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和2年7月 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）」
 - 「共有者による私道の円滑な利用や管理が可能となるよう、共有私道ガイドラインの更なる周知を行うとともに、例えば自治体が独自に実施している共同排水設備の設置等に係る補助金について、申請時の印鑑登録証明書の添付を不要としている事例を調査し、必要な助言や他自治体への周知を行うことを検討する」
- 「経済財政の運営と改革の基本方針2020（令和2年7月）」
 - 「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きできるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」

政府方針を踏まえ、国土交通省では、自治体に対し、必要な通知・調査・要請を実施（平成30年4月、令和3年1月・4月）

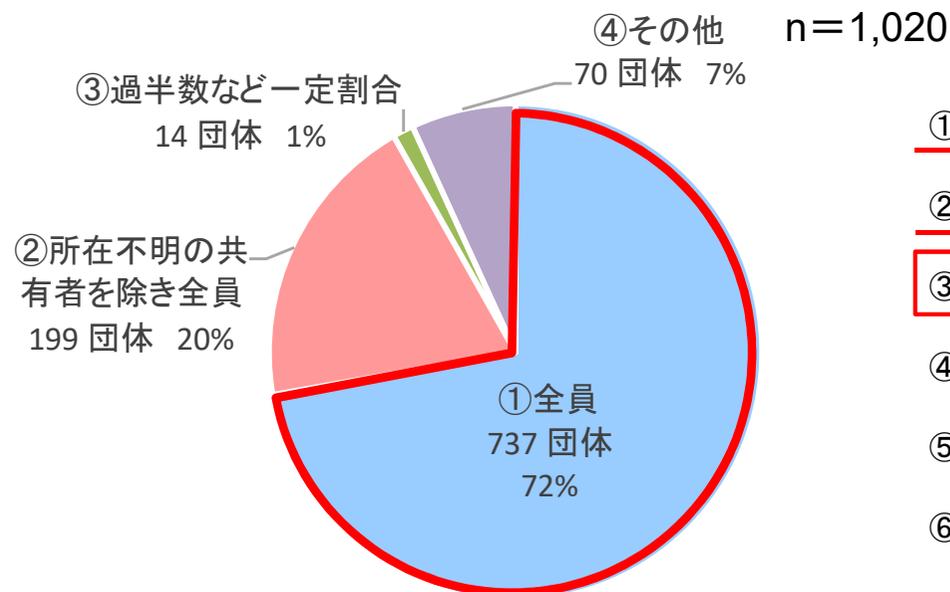
調査概要

- ①対象団体：公共下水道管理者及び東京都23区（計1,449団体）
- ②回答状況：回収率：97.4%（1,449 団体中1,411団体から回答あり）

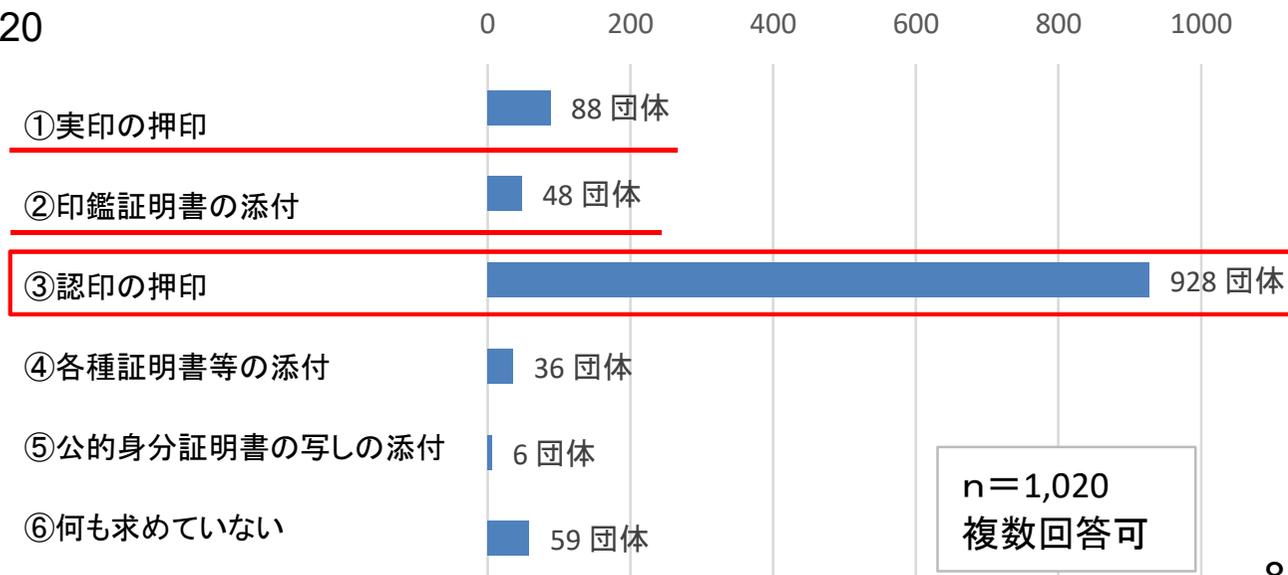
集計結果のポイント

- 共有私道への排水設備設置申請時に、**私道共有者の同意書の提出を求めている団体は1,020団体**。
同意書を求める共有者の範囲は「**全員**」が**737団体**で、「**所在不明の共有者を除き全員**」※は**199団体**にとどまった。
※「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書～所有者不明私道への対応ガイドライン～」（共有私道の保存・管理等に関する事例研究会（法務省）、平成30年1月）では、共有者の一部に所在不明の者がある共有私道について、排水設備を設置する際には、必ずしも私道共有者全員の同意を得る必要がない場合があり得ることが示されている。
- 同意者の本人確認手法としては、「**認印の押印**」※が**928団体**で最も多い。
「**実印の押印**」は**88団体**、そのうち「**印鑑登録証明書の添付**」も求めている団体は**48団体**であった。
※ 国の行政手続きにおいては、認印の押印は全廃の見通し。内閣府が策定した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」令和2年12月18日）では、押印見直しの判断基準として「登記・登録印によらない押印は、本人確認の手段としての効果は大きくないため、認印については、行政手続、内部手続に関わらず、押印を求める趣旨の合理性が乏しいと考えられ、基本的に押印を廃止します。」とされている。

同意書を求めている私道共有者の範囲（設問12）



同意者の本人確認のための押印・添付書類（設問15）



※令和3年1月19日アンケート実施

調査概要

- ①対象団体：公共下水道管理者及び東京都23区(計1,449団体)
- ②回答状況：回収率：97.4% (1,449 団体中1,411団体から回答あり)

集計結果のポイント

○共有私道での排水設備設置助成制度を有する331団体中、**私道共有者の同意書の提出を求めている団体は200団体**。同意書を求める共有者の範囲は「**全員**」が**153団体**で、「**所在不明の共有者を除き全員**」※は**34団体**にとどまった。

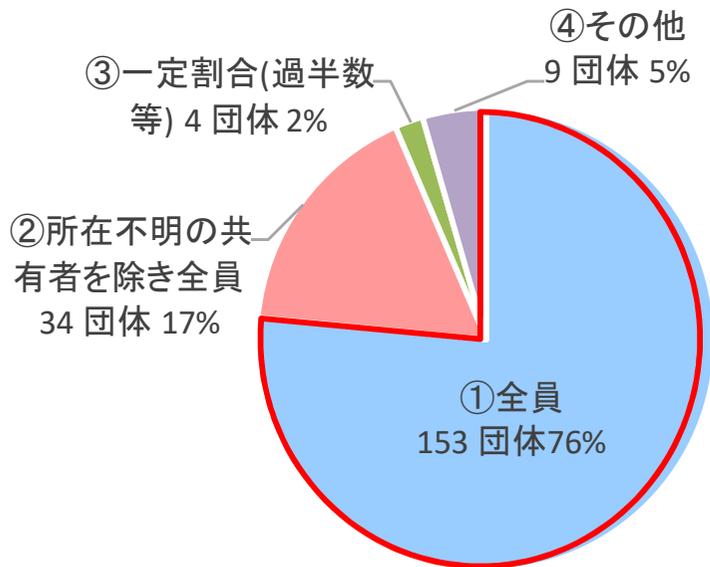
※「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書 ～所有者不明私道への対応ガイドライン～」(共有私道の保存・管理等に関する事例研究会(法務省)、平成30年1月)では、共有者の一部に所在不明の者がある共有私道について、排水設備を設置する際には、必ずしも私道共有者全員の同意を得る必要がない場合があり得ることが示されている。

○同意者の本人確認手法としては、「**認印の押印**」※が**161団体**で最も多い。

「**実印の押印**」は**33団体**、そのうち「**印鑑登録証明書の添付**」も求めている団体は**29団体**であった。

※ 国の行政手続きにおいては、認印の押印は全廃の見通し。内閣府が策定した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」令和2年12月18日)では、押印見直しの判断基準として「登記・登録印によらない押印は、本人確認の手段としての効果は大きくないため、認印については、行政手続、内部手続に関わらず、押印を求める趣旨の合理性が乏しいと考えられ、基本的に押印を廃止します。」とされている。

同意書を求めている私道共有者の範囲 (設問4)



同意者の本人確認のための押印・添付書類 (設問7)

